

J Aバンクローン融資約款

本約款は、令和2年4月1日以降に、当組合（以下、「組合」という。）が提供するJ Aバンクローン（住宅ローン、リフォームローン、マイカーローン、教育ローン、多目的ローン、フリーローン等をいう。）を借り入れる借主（借主が2名以上の場合には連帯債務とし、特に断りのない限り借主とは連帯債務者全員をいう。以下同じ。）、連帯保証人とのJ Aバンクローン融資契約書（金銭消費貸借契約証書）兼債務保証委託証書（以下、「ローン契約書」という。）に基づき契約に適用されます。

J Aバンクローンを借り入れた場合、本約款に同意したものとみなされます。J Aバンクローンの借入に先立ち、本約款を確認のうえ、本約款の内容に同意できない場合は、J Aバンクローンを借り入れることができません。

本約款は、民法に定める定型約款に該当します。組合は、本約款の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

また、本約款を変更するときは、変更後の本約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第1条（元金返済額等の自動支払）

- 借主は、元金の返済のため、各返済日（返済日が組合の信用事業の休業日の場合はその日の翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元金返済額（増額返済併用の場合、増額返済日には、増額返済の元金返済額を毎回の元金返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用貯金口座に預け入れておくものとします。
- 組合は、各返済日に普通貯金・総合口座通帳、同払展請求書または小切手によらず返済用貯金口座から払い戻しのうえ、毎回の元金の返済にあてます。ただし、返済用貯金口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、組合はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することになります。
- 借主の毎回の元金返済額相当額の預入れが各返済日より遅れた場合には、組合は元金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。
- 借主は、借入にかかる手数料、保険料、保証機関保証料、その他借主が負担すべき費用の支払いについて、第2項の元金返済と同様に取り扱うことに同意します。

第2条（据置期間中の利息の自動支払）

- 借主は、据置期間中の利息を前条に準じて支払うものとします。

第3条（利率変更の基準）

- 固定金利型
 - ローン契約書の借入要項（以下、「借入要項」という。）の適用利率に定めた利率は変更しないものとします。
 - 金融情勢の変化その他相当の理由がある場合には、借主または組合は相手方に対し、一般的に合理的と認められる程度のものに変更することについて協議を求めることができるものとします。
- 変動金利型

借主および連帯保証人は、借入要項に定めた適用利率は、借入要項に定めた変動金利の基準利率（以下、「基準利率」という。）を基準として、基準利率の変更に伴って、引上げまたは引下げられることに同意します。ただし、基準利率が廃止された場合および金融情勢の変化、その他相当の事由により組合が基準利率を適用することを廃止した場合には、組合が定める利率を基準利率と読み替えて適用されることに同意します。

第4条（変動金利型の利率の変更）

- 前条の基準利率が変更されたときは、借入要項に定めた新利率の適用開始日から、次により計算された適用利率を適用するものとします。
 - 借入れ後第1回目の利率変更の場合
新利率＝変更前の利率＋（基準日の基準利率－当初借入利率を定めるために基準とした基準利率）
 - 借入れ後第2回以降の利率変更の場合
新利率＝変更前の利率＋（基準日の基準利率－変更前の利率を定めた時の基準利率）
- 借入要項に定めた新利率の適用開始日が「年2回定時見直し」の場合の新利率の適用開始日は、以下のとおりとします。
 - 基準日が4月1日の場合には基準日の属する年の6月の約定期返済日の翌日とし、基準日が10月1日の場合には基準日の属する年の12月の約定期返済日の翌日とします。
 - 毎回返済分が年1回返済または年2回返済の場合や増額返済分の新利率の適用開始日は、基準日の属する年の6月および12月の約定期返済日に対応する日の翌日とします。

- 本条により利率が変更されたとき、組合は、新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を書面により通知するものとします。

第5条（返済方法）

- 借主は、利率に変更のない場合は借入要項に基づき返済額（毎回返済分の元金返済額および増額返済分の元金返済額、以下同じ。）を支払うものとし、第3条および第4条により利率の変更が行われた場合は、新利率、残存元金、残存期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。
- ただし、借入要項で元金の返済方法を元利均等（賦金見直し5年・125%）とした場合は、以下により返済額を支払うものとします。
 - 借入日から10月1日の基準日を5回経過するまでは、その間に利率の変更があっても、毎回返済分、増額返済分の返済額を変更しないものとします。
 - 返済額の変更は10月1日の基準日を5回経過した後に行うものとし、新返済額は、新利率、残存元金、残存期間等に基づいて算出した金額を支払うものとします。ただし、新返済額は従前の返済額の1.25倍を限度とします。
 - 以降、10月1日の基準日を5回経過することに前号により算出された新返済額（ただし、従前の返済額の1.25倍を限度とします。）を支払うものとします。
 - 返済額の変更により借入要項の最終期限が繰り上がる場合には組合の事前の通知により指定された日を最終期限とすることに同意します。
 - 毎回返済分の約定利息について、第3条および第4条による利率の変更により毎回の約定利息が所定の毎回返済分の元金返済額を超える場合には、その超過額（以下、「未払利息」という。）の支払いは繰り延べるものとします。この未払利息が発生した場合は、支払以降の返済額から支払うものとし、その充当順序は未払利息、約定利息、元金の順とします。
 - 増額返済分の約定利息について、未払利息が発生した場合は、次回以降の増額返済分から毎回返済分とは別個に支払うものとし、前号に準じて取扱うものとします。
 - 第2号により返済額の取扱いを行った際に、未払利息の繰り延べがある場合は、5年ごとの返済額変更を行うこととし、組合所定の計算方法により新返済額を算出するものとします。なお、充当順序は第5号と同様とします。
 - 最終の返済額の変更以降、金利変更に伴い最終期限に借入金の一部および未払利息が残る場合には、最終期限に一括して支払うものとします。
- 支払利息は次により算出するものとします。
 - 月割計算の場合は、毎回返済分、増額返済分の利息は「毎回返済分または増額返済分の借入金元金残高×年利×経過月数÷12」で計算します。年365日日割計算の場合は「毎回返済分または増額返済分の借入金元金残高×年利×経過日数÷365」で計算します。
 - 据置期限のある場合の据置期限までの利息計算についても前号と同様に計算します。
 - 利息前払の場合は、各利払日に次の利払日までの利息を前払します。また、利息後払の場合は、各利払日に前回の利払日の翌日から今回の利払日までの利息を後払します。ただし、初回利息計算では、両端計算の場合は借入日当日を含めて利息を計算し、片端計算の場合は借入日当日を含めずに利息を計算します。
 - 利払日、基準利率見直しによる新利率の適用開始日が組合の信用事業の休業日となる場合の利息計算方法は、組合の定める方法によりとします。
- 第1回または最終回の返済額については端数調整のため、毎回の返済額と異なる場合があります。

第6条（繰上返済）

- 借主は、ローン契約書および本約款に基づいて借り入れた借入利率の一部または全部を次の各項に従って期限前に繰り上げて返済できるものとします。この場合には、借主は借入要項の繰上返済の通知期限までに組合に通知することとします。
 - 借主は、繰上返済による利息の取扱いは組合所定によるものとすることに同意します。
 - 全額繰上返済は任意の日（信用事業の休業日を除く。）にできるものとします。
 - 一部繰上返済をする場合は、以降の毎回返済額を減額するか、最終返済期日を繰り上げるか、または毎回返済額を減額するとともに最終返済期日を繰り上げるかのいずれかの方法によることとし、繰上返済申込時に選択できることとします。なお、一部繰上返済をする日は、借入要項に定める返済日とします。

J Aバンクローン融資約款

本約款は、令和2年4月1日以降に、当組合（以下、「組合」という。）が提供するJ Aバンクローン（住宅ローン、リフォームローン、マイカーローン、教育ローン、多目的ローン、フリーローン等をいう。）を借り入れる借主（借主が2名以上の場合には連帯債務とし、特に断りのない限り借主とは連帯債務者全員をいう。以下同じ。）、連帯保証人とのJ Aバンクローン融資契約書（金銭消費貸借契約証書）兼債務保証委託証書（以下、「ローン契約書」という。）に基づき契約に適用されます。

J Aバンクローンを借り入れた場合、本約款に同意したものとみなされます。J Aバンクローンの借入に先立ち、本約款を確認のうえ、本約款の内容に同意できない場合は、J Aバンクローンを借り入れることができません。

本約款は、民法に定める定型約款に該当します。組合は、本約款の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

また、本約款を変更するときは、変更後の本約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第1条（元金返済額等の自動支払）

- 借主は、元金の返済のため、各返済日（返済日が組合の信用事業の休業日の場合はその日の翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元金返済額（増額返済併用の場合、増額返済日には、増額返済の元金返済額を毎回の元金返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用貯金口座に預け入れておくものとします。
- 組合は、各返済日に普通貯金・総合口座通帳、同払展請求書または小切手によらず返済用貯金口座から払い戻しのうえ、毎回の元金の返済にあてます。ただし、返済用貯金口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、組合はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することになります。
- 借主の毎回の元金返済額相当額の預入れが各返済日より遅れた場合には、組合は元金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。
- 借主は、借入金にかかる手数料、保険料、保証機関保証料、その他借主が負担すべき費用の支払いについて、第2項の元金返済と同様に取り扱うことに同意します。

第2条（据置期間中の利息の自動支払）

- 借主は、据置期間中の利息を前条に準じて支払うものとします。

第3条（利率変更の基準）

- 固定金利型
 - ローン契約書の借入要項（以下、「借入要項」という。）の適用利率に定めた利率は変更しないものとします。
 - 金融情勢の変化その他相当の理由がある場合には、借主または組合は相手方に対し、一般的に合理的と認められる程度のものに変更することについて協議を求めることができるものとします。
- 変動金利型

借主および連帯保証人は、借入要項に定めた適用利率は、借入要項に定めた変動金利の基準利率（以下、「基準利率」という。）を基準として、基準利率の変更に伴って、引上げまたは引下げられることに同意します。ただし、基準利率が廃止された場合および金融情勢の変化、その他相当の事由により組合が基準利率を適用することを廃止した場合には、組合が定める利率を基準利率と読み替えて適用されることに同意します。

第4条（変動金利型の利率の変更）

- 前条の基準利率が変更されたときは、借入要項に定めた新利率の適用開始日から、次により計算された適用利率を適用するものとします。
 - 借入れ後第1回目の利率変更の場合
新利率＝変更前の利率＋（基準日の基準利率－当初借入利率を定めるために基準とした基準利率）
 - 借入れ後第2回以降の利率変更の場合
新利率＝変更前の利率＋（基準日の基準利率－変更前の利率を定めた時の基準利率）
- 借入要項に定めた新利率の適用開始日が「年2回定時見直し」の場合の新利率の適用開始日は、以下のとおりとします。
 - 基準日が4月1日の場合には基準日の属する年の6月の約定期返済日の翌日とし、基準日が10月1日の場合には基準日の属する年の12月の約定期返済日の翌日とします。
 - 毎回返済分が年1回返済または年2回返済の場合や増額

返済分の新利率の適用開始日は、基準日の属する年の6月および12月の約定期返済日に対応する日の翌日とします。

- 本条により利率が変更されたとき、組合は、新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を書面により通知するものとします。

第5条（返済方法）

- 借主は、利率に変更のない場合は借入要項に基づき返済額（毎回返済分の元金返済額および増額返済分の元金返済額、以下同じ。）を支払うものとし、第3条および第4条により利率の変更が行われた場合は、新利率、残存元金、残存期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。
- ただし、借入要項で元金の返済方法を元利均等（賦金見直し5年・125%）とした場合は、以下により返済額を支払うものとします。
 - 借入日から10月1日の基準日を5回経過するまでは、その間に利率の変更があっても、毎回返済分、増額返済分の返済額を変更しないものとします。
 - 返済額の変更は10月1日の基準日を5回経過した後に行うものとし、新返済額は、新利率、残存元金、残存期間等に基づいて算出した金額を支払うものとします。ただし、新返済額は従前の返済額の1.25倍を限度とします。
 - 以降、10月1日の基準日を5回経過することに前号により算出された新返済額（ただし、従前の返済額の1.25倍を限度とします。）を支払うものとします。
 - 返済額の変更により借入要項の最終期限が繰り上がる場合には組合の事前の通知により指定された日を最終期限とすることに同意します。
 - 毎回返済分の約定利息について、第3条および第4条による利率の変更により毎回の約定利息が所定の毎回返済分の元金返済額を超える場合には、その超過額（以下、「未払利息」という。）の支払いは繰り延べるものとします。この未払利息が発生した場合、次回以降の返済額から支払うものとし、その充当順序は未払利息、約定利息、元金の順とします。
 - 増額返済分の約定利息について、未払利息が発生した場合は、次回以降の増額返済分から毎回返済分とは別個に支払うものとし、前号に準じて取扱うものとします。
 - 第2号により返済額の変更を行った際に、未払利息の繰り延べがある場合は、5年ごとの返済額変更を行うこととし、組合所定の計算方法により新返済額を算出するものとします。なお、充当順序は第5号と同様とします。
 - 最終の返済額の変更以降、金利変更に伴い最終期限に借入金の一部および未払利息が残る場合には、最終期限に一括して支払うものとします。
- 支払利息は次により算出するものとします。
 - 月割計算の場合は、毎回返済分、増額返済分の利息は「毎回返済分または増額返済分の借入金元金残高×年利×経過月数÷12」で計算します。年365日日割計算の場合は「毎回返済分または増額返済分の借入金元金残高×年利×経過日数÷365」で計算します。
 - 据置期限のある場合の据置期限までの利息計算についても前号と同様に計算します。
 - 利息前払の場合は、各利払日に次の利払日までの利息を前払します。また、利息後払の場合は、各利払日に前回の利払日の翌日から今回の利払日までの利息を後払します。ただし、初回利息計算では、両端計算の場合は借入日当日を含めて利息を計算し、片端計算の場合は借入日当日を含めずに利息を計算します。
 - 利払日、基準利率見直しによる新利率の適用開始日が組合の信用事業の休業日となる場合の利息計算方法は、組合の定める方法によりとします。
- 第1回または最終回の返済額については端数調整のため、毎回の返済額と異なる場合があります。

第6条（繰上返済）

- 借主は、ローン契約書および本約款に基づいて借り入れた借入金の一部または全部を次の各項に従って期限前に繰り上げて返済できるものとします。この場合には、借主は借入要項の繰上返済の通知期限までに組合に通知することとします。
 - 借主は、繰上返済による利息の取扱いは組合所定によるものとすることに同意します。
 - 全額繰上返済は任意の日（信用事業の休業日を除く。）にできるものとします。
 - 一部繰上返済をする場合は、以降の毎回返済額を減額するか、最終返済期日を繰り上げるか、または毎回返済額を減額するとともに最終返済期日を繰り上げるかのいずれかの方法によることとし、繰上返済申込時に選択できることとします。